

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 高速5号線シールドトンネル工事契約について、広島高速道路公社から独立した立場で中立・公正で客観的に調査審議することを目的として、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、高速5号線シールドトンネル工事契約に関する次の事項について調査審議する。

- (1) 当初契約時における、認識の違いが生じた経緯や原因の分析
- (2) 原因分析を踏まえた再発防止策の提言
- (3) その他必要と認められること

(委員会)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成し、広島高速道路公社理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選とし、会務を統括する。
- 3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、非公開とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱開始日から平成31年3月31日までとする。ただし、任期の延長を妨げない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(結果報告)

第7条 委員長は、委員会の調査審議結果を広島高速道路公社理事長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、広島高速道路公社内に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めるものの他、委員会の運営に関する必要な事項は、その都度別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会 委員名簿

区分	氏名	所属・役職
委員	イマイ ヒカル 今井 光	長尾今井法律事務所 弁護士
委員	カワイ ケンジ 河合 研至	広島大学大学院 工学研究科 教授
委員	ニノク リアキ 二國 則昭	広島みらい法律事務所 弁護士

(敬称略・五十音順)